

重要事項説明書<基本プラン>

施設名	伊丹ケアハートガーデン
定員・室数	54 人 ・ 54 室

有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	介護付（一般型）
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	選択方式
入居時の要件	混合型（自立含む）
介護保険の利用	特定施設入居者生活介護（一般型）
介護居室区分	定員1人
介護に関わる職員体制	2：1以上

1 事業主体

名 称	法人等の種別		営利法人
	フリカナ	ミツデンキライフサービス株式会社	
主たる事務所の所在地	〒	105-0011	東京都港区芝公園2-4-1
	電話番号	03-6402-6001	
連 絡	ファックス番号	03-6402-6486	
	ホームページ	http://www.mdlife.co.jp/	
代表者職氏名	役職名	代表取締役社長	氏名
設立年月日	1964（昭和39年）4月1日		
主な事業等	1.総合不動産事業 2.ビジネスサービス事業 3.フードサービス事業 4.物販サービス事業 5.健康維持事業 6.介護サービス事業 7.リゾートサービス事業		

事業主体が兵庫県内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	1	塚口ケアハートガーデン	兵庫県尼崎市塚口本町6-9-18
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	1	塚口ケアハートガーデン	兵庫県尼崎市塚口本町6-9-18
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	1	塚口ケアハートガーデン	兵庫県尼崎市塚口本町6-9-18

<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	1	武庫の里ケアハートガーデンGHときとも	兵庫県尼崎市武庫の里2-26-20
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス	なし		
居宅介護支援	なし		
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問介護	1	塚口ケアハートガーデン	兵庫県尼崎市塚口本町6-9-18
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所介護	1	塚口ケアハートガーデン	兵庫県尼崎市塚口本町6-9-18
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	1	塚口ケアハートガーデン	兵庫県尼崎市塚口本町6-9-18
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	武庫の里ケアハートガーデンGHときとも	兵庫県尼崎市武庫の里2-26-20
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		

2 事業所概要

名称	フリカ・ナ 伊丹ケアハートガーデン		
所在地	〒664-0029 兵庫県伊丹市中野北4-1-21		
連絡先	電話番号	072-771-6700	
	ファックス番号	072-771-6701	
ホームページ	http://www.mdlife.co.jp/		
介護保険事業所番号	2873302844		
管理者職氏名	役職名	施設長	氏名 豊島 みゆき
事業開始年月日	2014（平成26）年 2 月 1 日		
届出年月日	2013（平成25）年 4 月 28 日		
届出上の開設年月日	2014（平成26）年 2 月 1 日		
特定施設入居者生活介護	新規指定年月日（初回）	2014（平成26）年 2 月 1 日	
	指定の有効期間	2026（令和8）年 1 月 31 日まで	
介護予防特定施設入居者生活介護	新規指定年月日（初回）	2014（平成26）年 2 月 1 日	
	指定の有効期間	2026（令和8）年 1 月 31 日まで	
事業所へのアクセス	伊丹市営バス（1, 4, 3, 7系統）「阪急伊丹/JR伊丹」より「中野」下車10分		

施設・設備等の状況										
敷地	権利形態	所有		抵当権	なし					
	面積	3,071 m ²		うち有料老人ホーム分			3,071 m ²			
建物	権利形態	所有		抵当権	なし					
	延床面積	2,743 m ²		うち有料老人ホーム分			2,743 m ²			
	階数			地上	4階		地下	階		
				うち有料老人ホーム分	地上	4階		地下	階	
	構造	耐火建築物		建築物用途区分		有料老人ホーム				
併設施設等	なし ()									
賃貸借契約の概要	建物	契約期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			自動更新			
居室	階	定員	室数	面積						
	2階	1人	18	20 m ²		~	20 m ²			
	3階	1人	18	20 m ²		~	20 m ²			
	4階	1人	18	20 m ²		~	20 m ²			
					m ²		~	m ²		
一時介護室	階	定員	室数	面積						
	1階	1人	1	20 m ²		~	20 m ²			
便所	居室	全室設置		共同便所	8 箇所 (一部男女共用)					
	浴室	設置なし		共同浴室	個浴：3(リフト) 大浴槽： 機械浴：1					
食堂	併設施設との共用		なし ()							
	兼用		なし ()							
その他の共用施設	併設施設との共用		あり (機能訓練室)							
	あり (集会室) ※館内に喫煙所はございません。外部所定の喫煙所にてお願いいたします									
エレベーター	あり 2 基									
消防設備	自動火災報知設備		あり	火災通報装置		あり	スプリンクラー		あり	
緊急呼出装置	居室	あり	便所	あり	浴室	あり	脱衣室	あり		

3 従業者に関する事項 (2022年11月1日現在) ※利用定員は54名で設定

職種別の従業者の人数及びその勤務形態									
① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態									
職種	実人数	常勤		非常勤		合計 47人	常勤換算		業務状況等
		専従	非専従	専従	非専従		人数	29.1人	
管理者(施設長)	0	1	0	0	1人	0.88	計画作成担当者兼務		
生活相談員	0	1	0	1	2人	1.00	介護職員兼務		
看護職員：直接雇用	2	1	1	0	4人	4.35	機能訓練員兼務		
看護職員：派遣	0	0	1	0	1人				
介護職員：直接雇用	12	2	6	1	21人	15.20	計画作成担当者兼務 生活相談員兼務		
介護職員：派遣	0	0	5	0	5人				
機能訓練指導員	0	1	0	0	1人	0.25	看護師兼務		
計画作成担当者	0	2	0	0	2人	0.25	介護職員兼務		
栄養士	0	1	0	0	1人	1.00	委託		
調理員	2	0	0	0	2人	2.00	委託		
事務員	2	0	0	0	2人	2.00			
その他従業者	0	0	5	0	5人	2.15	清掃		
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40 時間			

③-1 介護職員の資格

資格	延べ人数		常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士	7	2	6			
実務者研修修了者						
初任者研修修了者	6	2	4			
旧訪問介護員1・2級						
介護支援専門員		2				
資格なし	1		1			

③-2 機能訓練指導員の資格

資格	延べ人数		常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士	0	0	0	0	0	0
作業療法士	0	0	0	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0	0	0	0
看護師又は准看護師	0	1	0	0	0	0
柔道整復師	0	0	0	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0	0	0	0

③-3 管理者（施設長）の資格

介護支援専門員

④ 夜勤・宿直体制

配置職員数が最も少ない時間帯	20 時 0 分～	7 時 30 分
上記時間帯の職員配置数	介護職員 3 人以上	看護職員 0 人以上

⑤ 特定施設入居者生活介護の従業者の人数等

①と同じのため記入省略

職種	実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数	兼務状況
		専従	非専従	専従	非専従			
生活相談員						0人		
看護職員						0人		
介護職員						0人		
機能訓練指導員						0人		
計画作成担当者						0人		

⑤-1 介護職員の資格

③-1と同じのため記入省略

資格	延べ人数		常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従	専従	非専従
介護福祉士						
介護職員基礎研修						
訪問介護員1級						
2級						
介護支援専門員						
資格なし						

⑤-2 機能訓練指導員の資格

③-2と同じのため記入省略

資格	延べ人数		常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士						
作業療法士						
言語聴覚士						
看護師又は准看護師						
柔道整復師						
あん摩マッサージ指圧師						

⑤-3 看護職員及び介護職員1人当たり（常勤換算）の利用者数

2.0 人

従業者の職種別・勤続年数別人数（本事業所における勤続年数）

勤続年数	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満	0	1	1	5	0	0	0	0	0	0
1年以上3年未満	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0
3年以上5年未満	1	1	4	3	0	1	0	0	0	0
5年以上10年未満	1	0	8	1	1	0	1	0	2	0
10年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	2	14	12	1	1	1	0	2	0

4 サービスの内容

提供するサービス							
食事の提供サービス	あり（委託）						
食事介助サービス	あり						
入浴介助サービス	あり						
排せつ介助サービス	あり						
居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス	あり						
相談対応サービス	あり						
健康管理サービス（健康相談等）	あり（自費にて健康診断受診可能）						
服薬管理サービス	あり						
金銭管理サービス（立替払いによる対応のみ）	あり						
定期的な安否確認の方法	日中及び夜間のケアプランに応じて定期的な巡回を行います。						
施設で対応できる医療的ケアの内容	協力医療機関と在宅医契約を締結いただき対応を相談させていただきます。						
医療機関との連携・協力							
協力医療機関(1)	<table border="1"> <tr><td>名称</td><td>医療法人社団 慎正会 みやそう病院</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>兵庫県伊丹市北野2-113-3</td></tr> <tr><td>協力の内容</td><td>訪問診療契約に基づく、入居者の定期的な往診、健康管理・相談</td></tr> </table>	名称	医療法人社団 慎正会 みやそう病院	所在地	兵庫県伊丹市北野2-113-3	協力の内容	訪問診療契約に基づく、入居者の定期的な往診、健康管理・相談
名称	医療法人社団 慎正会 みやそう病院						
所在地	兵庫県伊丹市北野2-113-3						
協力の内容	訪問診療契約に基づく、入居者の定期的な往診、健康管理・相談						
協力医療機関(2)	<table border="1"> <tr><td>名称</td><td>医療法人社団 温新会 クリニック内藤</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>兵庫県伊丹市中野西2-207</td></tr> <tr><td>協力の内容</td><td>訪問診療契約に基づく、入居者の定期的な往診、健康管理・相談</td></tr> </table>	名称	医療法人社団 温新会 クリニック内藤	所在地	兵庫県伊丹市中野西2-207	協力の内容	訪問診療契約に基づく、入居者の定期的な往診、健康管理・相談
名称	医療法人社団 温新会 クリニック内藤						
所在地	兵庫県伊丹市中野西2-207						
協力の内容	訪問診療契約に基づく、入居者の定期的な往診、健康管理・相談						
協力医療機関(3)	<table border="1"> <tr><td>名称</td><td>やまもとクリニック 泌尿器科</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>兵庫県伊丹市西野1-81 ウィラ・ラテア西野1F</td></tr> <tr><td>協力の内容</td><td>訪問診療契約に基づく、入居者の定期的な往診、健康管理・相談</td></tr> </table>	名称	やまもとクリニック 泌尿器科	所在地	兵庫県伊丹市西野1-81 ウィラ・ラテア西野1F	協力の内容	訪問診療契約に基づく、入居者の定期的な往診、健康管理・相談
名称	やまもとクリニック 泌尿器科						
所在地	兵庫県伊丹市西野1-81 ウィラ・ラテア西野1F						
協力の内容	訪問診療契約に基づく、入居者の定期的な往診、健康管理・相談						
協力医療機関(4)	<table border="1"> <tr><td>名称</td><td>医療法人社団 おはなクリニック</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>兵庫県西宮市甲子園六番町12-9 甲子園六番館203</td></tr> <tr><td>協力の内容</td><td>訪問診療契約に基づく、入居者の定期的な往診、健康管理・相談</td></tr> </table>	名称	医療法人社団 おはなクリニック	所在地	兵庫県西宮市甲子園六番町12-9 甲子園六番館203	協力の内容	訪問診療契約に基づく、入居者の定期的な往診、健康管理・相談
名称	医療法人社団 おはなクリニック						
所在地	兵庫県西宮市甲子園六番町12-9 甲子園六番館203						
協力の内容	訪問診療契約に基づく、入居者の定期的な往診、健康管理・相談						
協力医療機関(5)	<table border="1"> <tr><td>名称</td><td>医療法人尚和会 宝塚第一病院</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>兵庫県宝塚市向月町19-5</td></tr> <tr><td>協力の内容</td><td>入居者の緊急時における救急対応受入</td></tr> </table>	名称	医療法人尚和会 宝塚第一病院	所在地	兵庫県宝塚市向月町19-5	協力の内容	入居者の緊急時における救急対応受入
名称	医療法人尚和会 宝塚第一病院						
所在地	兵庫県宝塚市向月町19-5						
協力の内容	入居者の緊急時における救急対応受入						
協力医療機関(6)	<table border="1"> <tr><td>名称</td><td>田中歯科/田中歯科訪問センター</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>兵庫県尼崎市塚口町4-12-9</td></tr> <tr><td>協力の内容</td><td>訪問による口腔ケア、歯科治療</td></tr> </table>	名称	田中歯科/田中歯科訪問センター	所在地	兵庫県尼崎市塚口町4-12-9	協力の内容	訪問による口腔ケア、歯科治療
名称	田中歯科/田中歯科訪問センター						
所在地	兵庫県尼崎市塚口町4-12-9						
協力の内容	訪問による口腔ケア、歯科治療						
介護保険加算サービス等							
個別機能訓練加算	なし						
夜間看護体制加算	あり						
看取り介護加算	あり						
医療機関連携加算	あり						
口腔衛生管理体制加算	あり						
介護職員処遇改善加算	あり						
介護職員等特定処遇改善加算	あり						
介護職員等ベースアップ等支援加算	あり						
人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり						
短期利用特定施設入居者生活介護の算定	可						
利用者の個別的な選択によるサービス提供	あり						
運営懇談会の開催	あり（年 2 回予定）						
自費によるショートステイ事業	あり						

入居に当たっての留意事項

入居の条件	年齢	原則として満65歳以上
	要介護度	自立、要支援、要介護
	医療的ケア	症状により個別相談
	認知症	入居可
	その他	ターミナルケア可
身元引受人等の条件、義務等	・身元引受人を1人定めていただきます。身元引受人は、入居者の権利を擁護するとともに、利用料等の支払いについて入居者と連帯して責任を負うこととなります。また入居契約が解除された時には、入居者及び所有物等をお引受いただくこととなります。	
体験入居	利用期間	利用の上限： 7泊 8日まで
	利用料金	利用料金： 1泊2日15,000円（税別）
		※利用料金に含まれるサービス（1泊2日あたり） 食費（3食分+間食分）・部屋代・管理費・上乗せ介護費・リネンカーテン・介護サービス費（介護保険サービス全般相当）
	その他	滞在中の通院同行・送迎費等は別途費用が必要
入院時の契約の取扱い	入院中も契約関係は継続し、ホームの都合で居室を利用することはありません。尚、費用について、食費は欠食分を月額より減額しますが、家賃相当額、管理費、上乗せ介護費については減額の対象となりません。	
やむを得ず身体拘束を行う場合の手続	本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクのほうが高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素のすべてを満たした場合のみであるかを緊急のケースカンファレンス等を開催し、十分に協議・検討を行った上で決定し、本人・家族への説明と同意を得るものとします。また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するように努めます。	
施設からの契約解除	<ol style="list-style-type: none"> 事業者が契約書第28条に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本条第2項及び第3項に規定した条件の下に、本契約を解除することがあります。 <ol style="list-style-type: none"> 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき 第20条の規定に違反したとき 入居者の行動が、他の入居者又は従業員に危害を及ぼし、又はその危害が切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。 <ol style="list-style-type: none"> 契約解除の通告について6ヶ月の予告期間をおく 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人に弁明の機会を設ける 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する 本条第1項第四号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第一号及び第二号に掲げる手続きを行います。 <ol style="list-style-type: none"> 医師の意見を聴く 一定の観察期間をおく 	

要介護時における居室の住み替えに関する事項

一時介護室への移動	なし
判断基準・手続	
利用料金の変更	
前払金の調整	
従前居室との仕様の変更	
その他の居室への移動	あり
判断基準・手続	事業者は、入居者に対してより適切な介護等を提供するために必要と判断する場合には、本契約に基づくサービスの提供の場所を目的施設内において変更する場合があります。事業者は、居室を変更して介護等を行う場合は、次の各号に掲げるすべての手続きをとるものとします。それぞれの手続きは書面にて確認します。①事業者の指定する医師の意見を聴く・②入居者の意思を確認する・③入居者の身元引受人の意見を聴く
利用料金の変更	なし
前払金の調整	なし
従前居室との仕様の変更	なし
提携ホーム等への転居	なし
判断基準・手続	
利用料金の変更	
前払金の調整	
従前居室との仕様の変更	

苦情対応窓口			
窓口の名称 1	お客様相談係		
電話番号	072-771-6700		
対応時間	9時～18時		
窓口の名称 2	公益社団法人全国有料老人ホーム協会		
電話番号	03-3272-3781		
対応時間	平日 10時～16時		
窓口の名称 3	伊丹市健康福祉部福祉保険室介護保険課		
電話番号	072-784-8037		
対応時間	平日 9時～17時30分		
窓口の名称 4	兵庫県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情相談係		
電話番号	078-332-5680		
対応時間	平日 8時45分～17時15分		
賠償責任保険の加入	あり	保険の名称：東京海上日動火災保険 居宅介護賠償責任保険加入	
兵庫県福祉サービス第三者評価の実施	あり	結果の公表	あり
その他機関による第三者評価の実施	あり	結果の公表	あり

5 入居者（2022年11月1日現在）

介護度別・年齢別入居者数		平均年齢： 86.25 歳		入居者数合計： 40 人						
年齢	介護度	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
65歳未満		0	0	0	0	0	0	0	0	
65歳以上 75歳未満		0	0	0	1	0	0	1	0	
75歳以上 85歳未満		1	3	0	4	2	3	3	0	
85歳以上		0	3	2	8	3	3	1	2	
合計		1	6	2	13	5	6	5	2	

入居継続期間別入居者数							
入居期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計
入居者数	2	5	21	12	-	-	40

男女別入居者数	男性： 14	女性： 26 人
入居率（一時的に不在となっている者を含む。）	74%（定員に対する入居者数）	

直近 1 年間に退去した者の人数と理由		退去者数合計： 14 人							
理由	介護度	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自宅・家族同居		0	0	0	0	0	0	0	0
特養等へ転居		0	0	0	0	0	0	0	0
介護老人保健施設へ転居		0	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設へ転居		0	0	0	0	0	0	0	0
他の有料老人ホームへの転居		0	0	1	1	0	0	1	0
その他高齢者住宅等への転居		0	0	0	0	0	0	0	0
医療機関（入院）		0	0	0	0	1	0	1	1
死亡		0	0	0	1	1	0	3	1
その他		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	1	2	2	0	5	2

6 利用料金

入居準備費用	なし	円
支払日・支払方法		
解約時の返還		
敷金・保証金	なし	
金額	円	※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還します。

家賃及びサービスの対価

プランの名称	前払金	月額利用料	(内訳)				
			家賃相当額	管理費	上乗せ介護費用	食費	※自立生活支援費
①基本プラン(税別)	600万円	¥185,000	¥0	¥60,000	¥65,000	¥60,000	¥0
②一時金軽減プラン(税別)	300万円	¥235,000	¥50,000	¥60,000	¥65,000	¥60,000	¥0
①で自立の方(税別)	600万円	¥275,000	¥0	¥60,000	¥65,000	¥60,000	¥90,000
②で自立の方(税別)	300万円	¥325,000	¥50,000	¥60,000	¥65,000	¥60,000	¥90,000

各料金の内訳・明細	前払金	<p>【基本プラン】月額単価(10万円) × 想定居住期間(60月) により算出 【一時金軽減プラン】月額単価(5万円) × 想定居住期間(60月) により算出 (月額単価の説明) 入居者が居住する居室及び入居者が利用する共用施設等の費用として、建設費、修繕費、借入利息、管理事務費等を基礎とし、近傍家賃を参照し、想定居住期間を勘案して算出 基本プラン=10万円、一時金軽減プラン=5万円 (想定居住期間の説明) 入居時想定平均年齢の平均余命、及び老人ホームを勘案して算定 (老人福祉法第29条第6項経過措置期間の料金の説明)</p> <p>①入居一時金600万円 = (10万円×60ヶ月 : 60ヶ月分の家賃相当額) ②入居一時金300万円 = (5万円×60ヶ月 : 60ヶ月分の家賃相当額の1/2)</p>
	家賃相当額	<p>①基本プラン：無し(入居一時金で前払い済) ②一時金軽減プラン：5万円：入居者が居住する居室及び入居者が利用する共用施設等の費用として、建設費、修繕費、借入利息、管理事務費等を基礎とし、近傍家賃を参照し、想定居住期間を勘案して算出</p>
	管理費	<p>管理部門の人的費・事務管理費、水光熱費、健康管理費、備品、消耗品</p>
	介護費用	<p>法定基準を上回る部分の介護・看護スタッフの人的費(入居者様3人に対して介護、看護スタッフを1.5人以上配置します。(週40時間常勤換算)上乗せ介護費として月額65,000円(税別)を徴収します。 ※介護保険サービスの自己負担額は含みません。 ※要介護度が自立の場合は、自立生活支援費として月額90,000円(税別)が適用されます。(H29年6月以前に契約し、入居されている方には適用されません。)</p>
	食費	<p>朝食 600円 昼食 640円 夕食 640円 間食 120円 ※軽減税率の対象となる食事は「朝食、昼食、夕食」となります。「間食」は軽減税率の対象とはいたしません。 1日当たり 2,000円 × 30日で積算 (税別表示) 厨房管理運営費 無し</p>
水光熱費	<p>無し(管理費に含みます。)</p>	

前払金の取扱い

支払日・支払方法	契約開始日の前日までに銀行振込
想定居住期間(償却年月数)	60ヶ月
償却開始日	契約開始日
初期償却率	25%
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却額)	1,500,000円
契約終了時の返還金の算定方式(90日を超えた契約終了)	<p>・入居金償却期間内の場合 (入居一時金-初期償却額-調整金736円) ÷ (1,826日) × (契約終了日から償却期間満了日までの実日数) ・入居金償却期間を超える場合は、返還金なし</p>

短期解約の返還金の算定方式（90日以内の契約終了） （死亡退去含む）	期間：90日 起算日：契約開始日
	入居金償却期間の起算日から90日以内において、業者に対して解約届をもって解約した場合又は死亡した場合は、以下に掲げる要領に従って、受領済みの前払金を入居者に返金します。 ・初期償却額については償却せず算定します。 一 事業者は、予告期間を設定することによって90日の期間を短縮することはありません。 二 事業者は、返金する費用から、下記に定める1日あたり利用料の、契約開始日から契約終了日（以下、本条において「入居期間」という。）までの額、及び第29条に定める原状回復に関する費用を差し引いて、居室の明け渡し日後90日以内に、無利息で返金することとします。 ただし残額が不足する場合は、追加で支払いを求めるものとします。 三 事業者は、月払いの利用料について、入居期間中の額を請求するものとします。 ・1日あたり利用料 基本プラン：1日あたりの利用料（600万円-調整金1,590円）÷1,826日=3,285円 一時金軽減プラン：1日あたりの利用料（300万円-調整金1,708円）÷1,826日=1,642円
返還期限	90日以内
保全措置	あり 保全先：公益社団法人全国有料老人ホーム協会
その他留意事項	・当社が個別入居者について基金に拠出金を支払うことにより、万が一倒産等に至った場合、全員退去にならなくても、自身の入居契約が終了した場合には前払金残高に応じて、保証金（上限500万円）が支払われます。 ・前払い金の支払い手数料については、入居者負担とします。

月額利用料の取扱い	
支払日・支払方法	ご請求額は月末締めにて翌月の末日に口座振替
消費税	税法に則り消費税を負担していただきます。 法改正により税率の変更があった場合は、その内容に準じて負担いただきます。
その他留意事項	利用料等の振込み手数料については、入居者負担とさせていただきます。

介護保険サービスの自己負担額 ※ご利用者の所得に応じて利用料の1割または2割・3割を負担する。

項目	介護給付費	夜間看護体制加算	サービス提供体制強化加算Ⅲ	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算Ⅱ	介護職員等ベースアップ等支援加算	月額30日分の目安	代理受領時自己負担額の目安(1割)	代理受領時自己負担額の目安(2割)	代理受領時自己負担額の目安(3割)
介護度	(単位/日)	(単位/日)	(単位/日)	(単位/月)	(単位/月)	(単位/30日)	(単位/30日)	(単位/30日)	(円/30日)	(円/30日)	(円/30日)	(円/30日)
要支援1	182	—	6	80	30	472	69	86	66,642	6,664	13,328	19,993
要支援2	311	—	6	80	30	789	115	144	111,484	11,148	22,297	33,445
要介護1	538	10	6	80	30	1,372	201	251	193,889	19,389	38,778	58,167
要介護2	604	10	6	80	30	1,534	225	281	216,834	21,683	43,367	65,050
要介護3	674	10	6	80	30	1,706	250	312	241,167	24,117	48,233	72,350
要介護4	738	10	6	80	30	1,864	273	341	263,423	26,342	52,685	79,027
要介護5	807	10	6	80	30	2,034	298	372	287,417	28,742	57,483	86,225

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料 一部有料（サービスごとの料金は一覧表のとおり）

「前払金」「月額利用料」等における料金改定の手続

公共料金やその他物価の変動、介護保険改定等経営上の諸事由に基づき、運営懇談会で意見を聴いた上で決定。

【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

プランの名称	基本プラン		
単位：円			
入居準備費用	敷金（保証金）	前払金	月額利用料
—	—	600万円	185,000円（税別）
※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。			

添付書類：介護サービス等の一覧表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。			
西暦	年	月	日
署名			印

説明者職・氏名
